

法律の概要

Q5

自然由来による土壤汚染も土壤汚染対策法の対象になりますか？

制定時の土壤汚染対策法は主に工場・事業場にて生じた土壤汚染を規制の対象としており、施行通知において自然由来による土壤汚染は対象としないこととされていましたが、2010(平成 22)年 4 月に改正法を施行する際の施行通知で翻って法の対象とすることとされました。この施行通知では、改正法において汚染土壌の搬出・運搬・処理に関する規制が創設され、その規制を実行する上で、健康被害の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことがその理由とされています。

自然由来による土壤汚染も土壤汚染対策法の対象ですので、3,000 m²以上の土地の形質の変更の届出を行った場合、都道府県知事が自然由来の土壤汚染のおそれを理由として調査命令を出すことができますし、地歴調査においては自然由来の土壤汚染のおそれに関する情報を収集する必要があります。一方、自然由来の土壤汚染のおそれがある場合の試料採取等については、2011(平成 23)年 7 月の施行規則の改正で調査方法の特例が設けられ、従来の試料採取等に比べて大幅に少ない調査地点で良いこととされました(Q14・17参照)。

また、土壤汚染状況調査において認められた土壤溶出量基準や土壤含有量基準への不適合が自然由来による場合でも要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定されますが、施行通知では、周辺に飲用井戸がある地域で土壤溶出量基準の不適合が認められた場合には、上水道の敷設や利水地点における対策等を行うことによって、形質変更時要届出区域に指定することが望ましい¹とされており、配慮が示されています。加えて、2011(平成 23)年 7 月の施行規則の改正で自然由来の土壤汚染だけが認められた形質変更時要届出区域を「自然由来特例区域」と呼称することとし、当該特例区域においては形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の制限の一部を適用除外とすることとされました(Q24参照)。

なお、一部の自治体では公有水面の埋立てに用いられた自然由来の砒素等を含む浚渫土砂については自然由来の土壤汚染として整理されていましたが、土壤汚染対策法では浚渫や公有水面埋立が人為的行為であることから自然由来と整理しなくなったことに注意が必要です。また、土壤汚染対策法が対象としているのは砂や粘土のような土壌であり、岩盤については法改正後も法の対象外です。

¹ 土壤溶出量基準の不適合が認められた土地の周辺で飲用井戸が認められた場合、人の健康に影響が出るおそれがあるものとみなされ、その土地は要措置区域として指定されます。ただし、自然由来のみの土壤溶出量基準不適合については、その土地のみで措置を実施しても効果が期待できないことから上水道の敷設や利水地点における対策を行うことで人の健康に影響が出るおそれがないものとみなされることとされています。